

○東京藝術大学学生寮施設整備事業に係るコンサルタント選定委員会要項

〔平成22年12月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日 令和5年10月26日

(設置)

第1 東京藝術大学学生寮の施設整備事業に関し、事業の推進に係る手法等の企画提案をコンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適な者を選定し、及び透明性を確保するため、本学にコンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会を置く期間は、委員会の目的を達成した日までとする。

(審議事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 企画提案書の提出を求める者の選定基準の作成
- (2) 企画提案書の提出を求める者の選定
- (3) 企画提案書の提出要件の決定
- (4) 企画提案書の審査基準等の作成
- (5) 企画提案書の審査及び優先交渉者の特定

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画総務課長
- (2) 財務会計課長
- (3) 学生課長
- (4) 施設課長

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、財務会計課長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この要項は、委員会の目的を達成した日をもって、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

